

別紙 学校において予防すべき感染症の種類

参考：公益財団法人日本学校保健会「学校において予防すべき感染症の解説<令和5年度改訂>」（令和6年3月22日発行）

(表1) 第一種の感染症の種類と出席停止期間の基準

第一種の感染症の種類	出席停止期間の基準
エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、南米出血熱、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱、急性灰白髄炎（ポリオ）、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群（SARS）、中東呼吸器症候群（MERS）、特定鳥インフルエンザ【※1】 【※2】	治癒するまで

※1 病原体がインフルエンザウイルスA属インフルエンザAウイルスであってその血清亜型が新型インフルエンザ等感染症の病原体に変異するおそれが高いものの血清亜型として政令で定めるもの。

※2 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第六条第七項から第九項までに規定する新型インフルエンザ等感染症、指定感染症及び新感染症は、第一種の感染症とみなす。

(表2) 第二種及び第三種の感染症の種類と出席停止期間の基準

第二種及び第三種の感染症の種類		登校の基準
第二種	インフルエンザ（特定鳥インフルエンザ及び新型インフルエンザ等感染症を除く。）	発症した後（発熱の翌日を1日目として）5日を経過し、かつ解熱した後2日を経過するまで
	百日咳	特有の咳が消失するまで又は5日間の適切な抗菌薬療法が終了するまで
	麻疹	解熱した後3日を経過するまで
	流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）	耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで
	風しん	発しんが消失するまで
	水痘（みずぼうそう）	すべての発しんが痂皮化するまで（かさぶたになるまで）
	咽頭結膜熱【※3】	主要症状が消退した後2日を経過するまで
	新型コロナウイルス感染症【※4】	発症した後5日を経過し、かつ、症状が軽快した【※5】後1日を経過するまで
	結核【※6】	病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認められるまで
第三種	髄膜炎菌性髄膜炎	
	コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症【※7】、流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎【※8】	病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認められるまで
	その他の感染症【※9】	「表3」を参照

※3 咽頭結膜熱はプール熱ともいわれるが、プール熱という用語は俗称で医学用語ではない。咽頭結膜熱は、プールのみに限らず、飛沫や接触で感染するものであることを踏まえると、プール熱と称するのはふさわしくないといえる。

※4 病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）であるものに限る。

※5 解熱薬を使用せずに解熱し、かつ、呼吸器症状が改善傾向にあること。

※6 目安として、異なった日の喀痰の塗抹検査の結果が連続して3回陰性となるまで。それ以降は、抗結核薬による治療中であっても登校は可能。なお、潜在性結核感染症の治療は、出席停止に該当しない。

※7 水様下痢便、腹痛、血便等の有症状者のみ出席停止とする。

※8 第三種の感染症のうち、「腸チフス」と「パラチフス」については、「トイレでの排泄習慣が確立している5歳以上の小児は出席停止の必要はない」とあるため、原則、出席停止としない。

※9 「学校において予防すべき感染症の解説<令和5年度改訂>」の「4. その他の感染症（第三種の感染症として扱う場合もある）」に示されている感染症は、次の表3及び表4の通りである。

(表3) 第三種の感染症とみなし、校長の判断で出席停止扱いとすることが可能な感染症

第三種とみなす感染症の種類	登校の基準 等
感染性胃腸炎（ノロウイルス感染症、ロタウイルス感染症、アデノウイルス感染症）	下痢、嘔吐症状が軽減し全身状態の良い者
サルモネラ感染症（腸チフス、パラチフスを除く）、カンピロバクター菌	下痢が軽減した者
マイコプラズマ肺炎	症状が改善し、全身状態の良い者
インフルエンザ菌感染症、肺炎球菌感染症	発熱、咳等の症状が安定し、全身状態の良い者
溶連菌感染症（主にA群溶血性レンサ球菌感染症）	適切な抗菌薬療法開始後24時間以上経過した者（定められた期間は抗菌薬内服を継続）
伝染性紅斑（りんご病）	症状が発しんのみで全身状態の良い者
RSウイルス感染症	発熱、咳等の症状が安定し、全身状態の良い者
EBウイルス感染症	解熱し、全身状態が回復した者
単純ヘルペスウイルス感染症（発熱や全身性の水疱がある場合）	口唇ヘルペス・歯肉口内炎のみであれば、マスク等をして登校可能
帯状疱疹	病変部が適切に被覆してあれば接触感染を防げるため登校可能
手足口病	全身状態が安定している場合は登校可能
ヘルパンギーナ	（排便後の手洗いの励行が重要）
A型肝炎	肝機能が正常になった者
角化型疥癬（ノルウェー疥癬）	治癒した者

(表4) 通常、出席停止の必要がない感染症の例

通常、出席停止の必要がない感染症	登校の基準 等
B型肝炎	血液媒介感染を引き起こすリスクが高い児童・生徒等の場合には、主治医、施設責任者等が個別にそのリスクを評価して対応する必要がある。
伝染性膿痂疹（とびひ）	炎症症状の強い場合や、化膿した部位が広い場合は、傷に直接触らないように指導する。
伝染性軟属種（水いぼ）	プールや水泳で直接肌が触れると感染するため、露出部の水いぼは覆ったり、処置したりしておく。タオル、ビート板、浮き輪等の共用を避ける。
アタマジラミ症	頭髪を丁寧に観察し、早期に虫卵を発見する。できるだけ早期に適切な治療をする必要がある。タオル、くしや帽子の共用を避ける。着衣、シーツ、枕カバー、防止等は洗うか、熱処理（熱湯、アイロン等）する。
通常疥癬（普通に見られる疥癬）	直接接触（手をつなぐ等の遊戯・行為）を避ける。
皮膚真菌症（白癬、特にトランズランス感染症）	接触の多い格闘技（柔道等）の練習・試合等は、感染のおそれなくなるまでは休ませる。

*いずれの感染症も、医師から療養期間等の具体的な指示がある場合には、医師の指示が優先されます。
*症状や配慮事項等を確認するために、学校から医療機関に連絡をする場合があります。